

太田市養護老人ホーム入所措置事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置については、太田市老人福祉法施行細則（平成17年太田市施行規則第123号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(措置の目的)

第2条 老人ホームへの入所の措置は、居宅において養護・介護を受けることが困難な老人に対して行うものであり、老人居宅生活支援事業等各種在宅保健福祉サービスの提供によっても福祉を図ることが困難な場合に行うものとする。

(入所措置等の総合的实施)

第3条 太田市は、老人に対して法第10条の3の規定により、老人ホームへの入所の措置の総合的な実施に努めるものとする。

2 太田市は、法第5条の4第2項に定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 老人の福祉に関し必要な実情の把握に努めること。
- (2) 老人の福祉に関し必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、これらに付随する業務を行うこと。

(入所措置等の実施責任)

第4条 65歳以上の者に対する法第11条に規定する措置は、法第5条の4により、当該老人が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が行うものとする。ただし、法第11条第1項第1号若しくは第2号又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所している者については、当該老人が入所前に居住地を有したものであるときは、その居住地の市町村が、当該老人が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前における当該老人の所在地の市町村が行うものとする。

2 施設入所に係る取扱

- (1) 既に入所している者について、法第11条に規定する措置を採る必要が生じたときは、当該老人が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、当該老人が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前における当該老人の所在地の市町村が措置を実施する。
- (2) 生活保護法第38条に規定する救護施設、更生施設等に既に入所している者については、前号と同様に実施する。

(3) 前2号以外の社会福祉施設及び病院等への入所者については、当該老人が、居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、当該施設の所在地の市町村が措置を実施する。

3 外国人に対する措置

老人福祉法は、日本国内にいる外国人にも適用される。外国人に対する措置の実施機関は、外国人登録法による登録の如何にかかわらず、その居住地又は現在地の市町村とする。

(入所相談)

第5条 市窓口にて、住民、民生委員、病院、施設、保健福祉事務所等から「老人ホームへの入所」等に関する相談があったときは、相談にあたる者はその内容を聞き取り、相談者に適切な助言をするとともに、面接（通告）記録票（細則様式第4号）を整備することとする。

(措置の申請等)

第6条 法第11条第1項第1号の規定による措置を希望する者は、要措置者発見届（老人ホーム入所申出書）（細則様式第22号）のほか、福祉事務所長等は入所措置を計画的かつ効果的に行うため、次の書類の添付を求めるものとする。

- (1) 身元引受け等に関する覚書（様式第1号）
- (2) 財産の処分等に関する覚書（様式第1-2号）
- (3) 老人ホーム入所申請資料（様式第2号）
- (4) 親族等世帯状況調べ（様式第3号）
- (5) 健康診断書（様式第4号）
- (6) 収入申告書（様式第5号）
- (7) 住民票（要措置者の属する世帯全員）
- (8) 戸籍謄本
- (9) 所得及び納税額に関する証明
- (10) 世帯調書（様式第6号）

2 老人ホーム入所申出書は、老人本人の自筆によることを原則とするが本人にその能力がない等の場合は、その扶養義務者、その他同居親族等これによりがたい場合は、民生委員、その他関係者及び市が代筆により提出することができる。

3 第1項第2号については、親族等がない場合等について添付を求めるものとする。

4 第1項第6号第7号及び第8号については当該市町村で把握できる場合は、当該市町村が申請書に添付することができる。

5 第1項第10号については、当該市町村で添付するものとする。

(措置の手続)

第7条 市長は、申請を受理した老人及び通告等により発見されたる老人ホーム入所対象者と思われる老人の措置の要否を判定するため、必要な調査（実地調査等）を行うとともに、必要に応じて、民生委員、各関係機関に調査依頼するものとする。

2 老人ホーム入所等にかかる事情聴取

市長は、相談及び通告を受けた結果、老人ホーム入所が適当と思われるときは、その老人（要措置者）に関する次に掲げる状況を相談者（本人、家族等）から聴取するものとする。

- (1) 入所申出の理由
- (2) 病状（通院状況、既往歴等）
- (3) 要措置者の身体状況
- (4) 要措置者の精神状況
- (5) 家庭における養護（介護）の状況
- (6) 家族（同居）の状況（就労、所得、健康状況等）
- (7) 扶養義務者の状況
- (8) 希望する福祉サービス及び現在受けている福祉サービス等

3 市長は、前項に掲げる状況を聴取し、その内容を老人ホーム入所判定審査票（様式第7号）に記録することとする。

4 市長は、措置を受けようとする老人及び家族に、措置制度の仕組み、費用徴収制度の趣旨について説明し、次の事項について指示し、理解を求めるものとする。

- (1) 入所定員又は措置状況の関係で、申出があっても直ちに措置できない場合は、その事情
- (2) 措置の開始後においても、本人の身体若しくは精神の状況の変化又は家庭での養護、介護が可能となった場合の措置の変更又は廃止について
- (3) 家族に対し、入所措置後も市長や老人ホーム、養護受託者と連絡を取り、老人を随時訪問する等して、孤独感の解消に努めること
- (4) 出身世帯の居住地変更、世帯構成の変動等、措置の実施に不可欠な出身世帯の事情が変化した場合の報告
- (5) 費用負担に当たって、本人の収入額及び扶養義務者の所得税若しくは住民税の課税の申告についての報告又は調査

(老人ホーム入所判定委員会)

第8条 太田市は、老人ホーム入所措置の要否を判定するため、別に定める要綱により、入所判定委員会を設置し、入所の決定又は変更にあつての要否判定を行うこととする。

2 委員会の判定基準等

(1) 入所措置の決定の要否

入所判定委員会は、措置の要否の判定にあつて、第9条第1項に基づき、健康状態、日常生活動作の状況、精神状況、家族、住居の状況等については「老人ホーム入所判定審査票」（様式第7号）により総合的に判定を行い、その結果を市長に報告するものとする。この場合において、老人の生活の基本が在宅であるため、在宅福祉サービスの利用状況も勘案するものとする。

(2) 入所措置継続の見直し

市長は、老人ホームに入所しているすべての被措置者について、年1回入所継続の要否を総合的に見直すものとする。この場合において、「老人ホーム入所判定基準」（同要綱第9条第1項）及び、老人ホーム入所申請資料（様式第2号）、施設入所者調査票（様式第8号）を基に措置の要否の判定にあたるものとする

3 委員会の開催

入所判定委員会は、定期的を開催することが望ましいが、判定を要するケースが少ない場合は随時開催し、又は養護老人ホームの求めに応じてこれを行うことができるものとする。

4 入所判定委員会の時期、結果、効力等

(1) 入所判定の時期

入所申出書の受理後、速やかに行うものとする

(2) 入所判定結果

判定結果について、市町村長に報告するとともに、本人、家族に対して入所判定結果通知書（様式第9号）により通知し、連絡するものとする

ア 「要」のときは、施設等に対して入所連絡書（様式第10号）を送付する

イ 「否」のときは、理由を説明し、他法他施策の活用について助言する

(3) 入所判定の効力

市長は、入所判定後、入所するまでの数箇月（6箇月以上又は必要と認めたとき）の期間を要する場合は、入所措置決定を行うに際して、状況変化がないかどうか再度調査を行い、必要に応じ、入所判定委員会に諮問し、他法他施策が適当な場合は、施設に対する入所連絡書の取下げを行うものとする。この場合において市長は、施設に連絡し、入所辞退連絡書（様式第11号）を送付するものとする。

(入所措置の基準)

第9条 法第11条第1項に規定する措置の基準は、法に定めるもののほか、次に定めるところによる。

環境上の事情については、次のア及びイに該当すること。

事 項	基 準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 なお、施設は入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しないものである。
イ 環境の状況	家族や居住の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

2 経済的要件

老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）に規定する次のいずれかに該当すること。

- (1) 当該老人の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。
- (2) 当該老人及びその者の生計を維持している者（以下「生活中心者」という。）の前年の所得に係る市町村民税の所得割の額がないこと。
- (3) 災害その他の事情により当該老人の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が不相当と認めるときは、措置を行わないものとする。

(65歳未満の者に対する例外措置)

第10条 65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、同要綱第9条の措置基準に適合する者であって60歳以上の者について行うものとする。ただし、60歳未満の者であっても老人福祉法の目的に照らし、少なくとも社会通念上、老人と認められる場合であって、かつ、措置を採ることが他法他施策によるいかなる措置を講ずるよりも適切と認められる場合に適用されるものである。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

身元引き受け等に関する覚書

（あて先）

太田市福祉事務所長

被措置者氏名 印
生 年 月 日 年 月 日 生

私の入所後、将来のことについては、親族等と相談した結果、次の者を親族等の代表者と定めたので、私に係る身元引き受け、遺留金品の引き渡し等あるいは、私に関する相談等については、次の者に連絡してください。

また、次の者に連絡することができなくなった場合は、指定する順位にしたがって連絡をしてください。

住 所 続 柄
氏 名 印 電 話

上記の者に連絡ができなくなった場合の連絡は、次の順に行ってください。

(1) 住 所 続 柄
氏 名 印 電 話

(2) 住 所 続 柄
氏 名 印 電 話

(3) 住 所 続 柄
氏 名 印 電 話

にかかると身元引き受け等について、本人及び親族等相談の結果は上記のとおりであることに相違ないことを、各自が押印することにより確認しました。

年 月 日

親族等代表者 住 所 続 柄
氏 名 印 電 話

本書のとおり確認しました。

年 月 日

太田市福祉事務所（職氏名）

印

財産の処分等に関する覚書

年 月 日

被措置者氏名 印
(生年月日) (年 月 日生)

- 1 葬祭の執行等 葬祭等の費用は遺留金品を充当する。
葬祭等は市町村及び施設の方法により行う。
- 2 遺留金品等
正当な遺産相続人となる者がいないときは、次の手順により取り扱う。
(1) <遺族等、市町村又は施設の職員>が利害人として、財産管理人の選定等民法上の手続きをとる。
(2) 上記(1)の民法上の所定の手続きがとれなかったときは、遺留金の 分の は<住所、氏名>に、 分の は<住所、氏名>に引き渡す。
- 3 その他
上記1, 2の定めにかかわらず、変更その他の必要が生じたときは、その都度協議する。

<被措置者>に係る身元引き受け等について、本人と協議した結果は、次のとおりであることに相違ないことを確認します。

年 月 日

身元引受人	住所	
	氏名	印
ホーム名	職氏名 <施設長>	印
<民生委員等>	住所	
	氏名	印
市町村名	所属	
	職氏名	印

老人ホーム入所申請資料

氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)	男・女
住所			身体障害者手帳 有 (級) ・ 無 障害名	

身体及び日常生活動作の状況

身長	Cm	おむつ使用	ア 無	イ 有 (昼夜・夜のみ)	
体重	Kg	歩行	ア 自分で可	イ 一部介助	ウ 全介助
視力	ア 普通	排泄	ア 自分で可	イ 一部介助	ウ 全介助
聴力	ア 普通	食事	ア 自分で可	イ 一部介助	ウ 全介助
言葉	ア 普通	入浴	ア 自分で可	イ 一部介助	ウ 全介助
褥瘡	ア 無	着脱衣	ア 自分で可	イ 一部介助	ウ 全介助
				イ 有 (程度)	

精神の状態

性格	ア 朗らか	イ 親しみやすい	ウ 几帳面	エ こり性	オ 自分のことを気にしやすい
	カ 人にとけ込めない	キ 好き嫌が多い	ク わがまま	ケ 頑固	コ 短気
	サ 無口	シ 融通がきかない			
対人関係	ア 拒否的である		イ 普通	ウ 協調的である	
精神状態	ア 正常 イ 精神障害あり (ア) 認知症 記憶障害 a 重 度 b 中 度 c 軽 度 失見当 a 重 度 b 中 度 c 軽 度 (イ) 心気状況 (ウ) 不安 (エ) 焦 燥 (オ) 抑うつ状態 (カ) 興 奮 (キ) 幻 覚 (ク) 妄 想 (ケ) せん妄 (コ) 睡眠障害				
問題行動	攻撃的行	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度	
	自傷行為	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度	
	火の扱い	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度	
	徘徊	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度	
	不穏興奮	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度	
	不潔行為	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度	
	失 禁	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度	

居住の状態	ア、自家	イ、借家	ウ、貸間	エ、アパート	オ、その他
-------	------	------	------	--------	-------

健康診断書

氏フリガナ	住		男	生年月日	(満 歳)				
	所		女						
既往病の状況(既応症を含む。)	傷病名	発病年月日	治療開始年月日	治療の経過			状態年月日		
				在宅往診	看護者	入院手術	術後処理		
	1			有無	家族専門職	有無	有無		
	2			有無	家族専門職	有無	有無		
	3			有無	家族専門職	有無	有無		
	4			有無	家族専門職	有無	有無		
5				有無	家族専門職	有無	有無		
傷病名(上記の該当番号を記入)		医師所見							
身長	cm	栄養状態	良 中 不良	身 体 機 能 状 況	障害程度	1 全身マヒ 2 片マヒ	3 部分マヒ 4 不自由	5 無	
体重	kg	食欲	有 普通 無		リハビリ計画	1 している 2 やればできる	3 していない 4 望めない		
脈拍		咳嗽	多 少 無		その他				
体温		喀痰	多 少 無						
呼吸		便通	普通 便秘 下痢 (週 (回位))						
血圧	最高 最低	尿	蛋白 糖 (尿意頻数) 有						
聴力	右 左	褥瘡	有 部位 大きさ 無						
視力	右 左	精神状態	良 認知 (重・中・軽) 悪						
認知症の種類	1 脳血管性痴呆 2 アルツハイマー型痴呆		3 その他() ※この欄は、分かる場合に記入してください。		投薬注射の内容				
その他特記事項									
伝染病のおそれがある疾病があるか	病名等 無・有 結核		処理上必要な検査事項	HBS抗原 +・- 血清梅毒反応 方法()	MRSA +・-				
養護・特養入所に対する医師の意見									
上記の通り診断いたしました。									
年 月 日									
住所									
医師 氏名									
印									

様式第5号（第6条関係）

収入申告書				年	月	日
(あて先) 太田市福祉事務所長				氏名 印		
私の 年中の収入について下記のとおり申告します。						
入所施設名				養護	() 人部屋 入居	
種 類		金 額 (年 額)		認 定 欄		
① 収 入	恩給・年金等収入 ()					
	()					
	()					
	財 産 収 入					
	利子・配当収入					
	そ の 他 収 入					
	計					
② 必 要 経 費	租 税 (固定資産税を除く)					
	医療費	医療機関分				
		おむつ代				
	社 会 保 険 料					
	そ の 他 必 要 経 費					
	計					
差引額 (①-②)						
(注) 認定欄については、福祉事務所で記入します。				階層区分	階層	
				大部屋減額算定式 円×(1 - /100)= 円		
				費用徴収額	円	

世 帯 調 書 (その他)

入 所 者 氏 名										
出身世帯主 氏 名				※納 入 義 務 者			出身世帯 住 所			
世 帯 員	氏 名 生年月日	続 柄	住 所	職業又は 勤 務 先	年 度 市 町 村 民 税 均 等 割 所 得 割		年 分 市 町 村 民 税 課 税 の 資 料 と な っ た 所 得 税 額	※ 階 層 区 分		
					円	円	円			

証明する。

上記のとおり相違ないことを

確認した。

年 月 日

職氏名



注1 ※印欄は記入しないでください。

- 2 この調書は、出身世帯ではないが同一実施機関の管内に居住する配偶者又は子について別葉としてください。
- 3 「続柄」欄は、入所者本人との続柄を記入してください。
- 4 「証明する」か「確認した」のいずれかを○で囲んでください。
- 5 該当事項は必ず全欄うめてください。

老人ホーム入所判定審査票

調査 年月日	年 月 日	氏 名		年 月 日 (満 歳)	男 ・ 女
住 所				身体障害手帳 有 (級) 無	障害名

1 身体及び日常生活動作の状況

(1) 身体の状況		(2) 日常生活動作の状況	
ア身長	c m	ア 歩行	(ア)自分で可(イ)一部介助(ウ)全介助
イ体重	k g	イ 排せつ	(ア)自分で可(イ)一部介助(ウ)全介助
ウ視力	(ア)普通 (イ)弱視 (ウ)全盲	ウ 食事	(ア)自分で可(イ)一部介助(ウ)全介助
エ聴力	(ア)普通 (イ)やや難聴(ウ)難聴	エ 入浴	(ア)自分で可(イ)一部介助(ウ)全介助
オ言葉	(ア)普通(イ)少し不自由(ウ)不自由	オ 着脱衣	(ア)自分で可(イ)一部介助(ウ)全介助
カ褥瘡	(ア)無 (イ)有 (程度)		
キオムツ使用	(ア)無 (イ)有 (昼夜、夜のみ)		
(3) 生活歴			

2 健康状態

※ 別添診断書のとおり

3 精神の状況

(1) 性 格	ア 朗らか イ 親しみやすい ウ 几帳面 エ こり性 オ 自分の事を気にしやすい カ 人にとけこめない キ 好き嫌いが多 ク わがまま ケ 頑固 コ 短気 サ 無口 シ 融通がきかない
(2) 対人関係	ア 拒否的である イ 普通 ウ 協調的である

(3) 精神状況	ア 正 常			
	イ 精神障害あり (ア) 認知症 記憶障害 a 重度 b 中度 c 軽度 失見当 a 重度 b 中度 c 軽度 (イ) 心気症状 (ウ) 不安 (エ) 焦 燥 (オ) 抑うつ状態 (カ) 興 奮 (キ) 幻 覚 (ク) 妄 想 (ケ) せん妄 (コ) 睡眠障害			
(4) 問題行動	ア 攻撃的行為	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度
	イ 自傷行為	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度
	ウ 火の扱い	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度
	エ 徘徊	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度
	オ 不穏行為	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度
	カ 不潔行為	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度
	キ 失 禁	(ア) 重 度	(イ) 中 度	(ウ) 軽 度

4 家族及び経済的状況（本人を含む。）

氏 名	続柄	年齢	職 業	経 済 的 状 況				介護能力	備考	
				生保	市 民 税					所得税
					非課税	均等割	所得割			

5 住居の状況

ア 自家	イ 借家	ウ 貸間	エ アパート	オ その他
------	------	------	--------	-------

6 総合判断

(1) 医師による判定	(2) 日常生活動作による判定	(3) 精神状況(問題行動)による判定	(4) 経済的状況による判定	(5) 家族及び居住の状況による判定	(6) 総合判断
ア 要入院	ア 養護老人ホームの対象	ア 著しい問題行動あり(要入院)	ア 養護老人ホームの対象	ア 養護老人ホームの対象	ア 要入院
イ 要通院	イ 特別養護老人ホームの対象	イ 問題行動あり (ア) 養護老人ホームの対象 (イ) 特別養護老人ホームの対象	イ 養護老人ホームの対象外	イ 養護老人ホームの対象外	イ 養護老人ホームの対象
ウ 入通院の必要なし	ウ 老人ホーム入所の対象外	ウ 問題行動なし			ウ 特別養護老人ホームの対象 エ 老人ホーム入所の対象外

様式第8号（第8条関係）

施 設 入 所 者 調 査 書

入所者氏名	(才)	男	施 設 名	
		女	入所年月日	
心身の状況	傷病名			
	主要症状 (要介護度：要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5)			
生活態度				
外泊	有 ・ 無		月 (年)	回
外泊先				
面会人等の状況				
預貯金の状況 金融機関名及び金額				
本人の希望及び その他				
所 見 (市記入欄)				
年 月 日	調 査 員		印	
		調 査 員	印	
措置継続要否判定		要	・	否

入所判定結果通知書

元 気 発
年 月 日

様

太田市福祉事務所長



年 月 日付けで提出された、要措置者発見届について 年 月 日に開催され
た、入所判定委員会において審査したところ、入所要件に

適 合

と判定されましたので通知します。

不適合

○ 不適合の理由

[]

*適合と判定された方については入所の順番が来た時に、ご連絡いたします。

元気おとしより課
電話：0276-47-1829

様式第10号（第8条関係）

入 所 連 絡 書

年 月 日

施設名

施設長 様

太田市福祉事務所長



次のものは、老人ホームへの入所要件をみたしておりますので、入所期日が決まりましたら、ご連絡願います。

入 所 者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	性 別	男 ・ 女
	現 住 所	
	その他の参考事項	

添付書類

- 1 入所判定審査票（写）
- 2 健康診断書（写）

様式第11号（第8条関係）

入 所 辞 退 連 絡 書

年 月 日

施設名

施設長

様

太田市福祉事務所長



次のものは、

致しましたので、報告いたします。

入 所 者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	性 別	男 ・ 女
	現 住 所	
	その他の参考事項	